

生涯学習体系下における家庭科教育

－その役割と教材について－

板橋文夫* 入江和夫**

Home Economics Education under the System of Lifelong Learning

－About the Role and Teaching Materials－

Humio ITABASHI* Kazuo IRIE**

(Received November 20, 1995)

keywords: 家庭科教育、生涯学習、社会教育施設、教材

はじめに

従来の家庭科教育は、「衣・食・住・保育」など「自分の家庭内」に焦点をあててきたように思われる。しかしながら、小学校・中学校に引き続いて、平成6年度から高等学校家庭科もすべての生徒が履修することになった中で、家庭科教育の課題は、「家族と協力して家庭生活を改善し、地域社会と共生しながら地域生活の充実向上を図ること。」と、このように整理できるのではなかろうか。家庭生活、地域生活をとらえなおし、生活の場としての地域社会を再構築することは、大きな社会課題であるとともに、家庭科教育の課題でもある。家庭の破壊や地域社会の教育力低下が憂えられている今日、教科の課題として、それらと真正面から対峙できる家庭科教育の存在意義は大きいといわなければならない。

現行の学習指導要領は、学校教育と社会教育・家庭教育を分断せず、生涯教育体系への移行をめざし、生涯学習社会の中で学校教育の果たすべき役割を、生涯にわたる人間形成の基礎を培うこととしている。家庭科教育の目標の底流を貫く思想は、児童・生徒一人ひとりが発達課題に応じて、社会の変化に主体的に対応できる能力、生涯学びつづけようとする意欲、学び方の基礎・基本を身につけ、生涯にわたって豊かな家庭生活を送ることができるようにさせることである。そして、家庭科教育の指導、学習方法論は生徒自らが問題を発見し、計画を立て、解決していく問題解決学習を採用していることであり、このことは生涯学習の基本的な姿勢である。ここに、家庭科教育の大きな意味があり、生涯教育

* 東京学芸大学社会教育

** 山口大学教育学部家政教育講座

から見た家庭科教育の役割を明確にする必要がある。また、学校教育の段階で共生社会・福祉社会実現に向けて、各自がライフステージに沿った生活設計を考えさせることは重要である。教材として地域の生涯学習施設に関する学習が考えられるが、家庭科において、それを学習する資料が充分あるとは言えない。

そこで本稿では、まず、小学校・中学校・高等学校の家庭科教育が生涯学習体系下においてどのような役割を果たし得るのか検討し、家庭科教育の実践的・体験的学習の場として、どのような社会教育施設が利用可能なのか、教材の一つとして提示し、今後の家庭科教育の指導・学習方法の在り方を一考する。

1 生涯学習における家庭科教育の役割

小学校・中学校・高等学校を通して一貫する家庭科教育の目標は「家庭生活を中心とした人間の生活を追求し、創造する実践的能力をもつ人間の育成」¹⁾であり、生涯学習の原点は、家庭の教育力の回復と地域の教育力の活性化である。臨時教育審議会は²⁾、「生涯学習体系の中で家庭・学校・地域など教育の各分野の役割や責任を明確にするとともに、相互の連携を図ることが必要である」として、学校教育の果たすべき役割の限界を明確化し、三者の有機的な連携の必要性を提言している。ここでは生涯学習体系下から見た小学校・中学校・高等学校の家庭科の役割を述べていく。

1) 小学校生活科・家庭科と生涯学習

現行学習指導要領では、学校教育においては生涯学習にわたる学習の基礎を培う観点から「学ぶことの楽しさや成就感を体得させて自ら学ぶ意欲を育てるための体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、自ら学ぶ目標を定め何をどのように学ぶかという主体的な学習を身につけさせなければならない」としている。生涯学習の基本的なあり方は自己学習であり、生活の中から学ぶ学習だということである。平成4（1992）年度から、小学校低学年（第1・2学年）に導入された新教科「生活科」のねらいはまさにそこにあるといえよう。「小学校指導書生活編」によれば、「生活」の目標は次のように明示されている。「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。」つまり、児童の生活圏であり学習の場である学校・家庭・地域の中で、生活者として直接体験を重視した学習活動を展開させ、さらに児童がそれぞれの置かれた場所でどうすべきか自分のあり方に気づかせ、身につけさせることによって究極的な目標である「自立への基礎」を養わせるのだといってよい。

「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」によれば、「1. 地域の社会や自然とのかかわりが具体的に把握できるような学習活動を工夫すること。2. 自分と地域の社会や自然とのかかわりが具体的に把握できるような学習活動を行うこと。3. 生活上必要な習慣や技能の指導については、社会・自然及び自分自身にかかわる学習活動の展開に即して行うようにすること。」とされる。まず家庭や学校生活に活動の場を置いた児童がしだいに近隣の公共施設にも広げ、そこで働く人々や施設・自然とのかかわりを深めて行く。生活科で取り上げる教材として、公園・広場・河川敷・公民館・児童館などがあげられている。以上のように教科目標や学習活動の形態は家庭科に似ており、家庭

科の基盤となる教科といっても過言ではない。また、生活科の指導・学習方法論として採用されている直接体験学論は、家庭科教育のめざす指導・学習方法論と同じである。それは成人教育における指導者のいない自己学習と、児童・生徒に対しての学校教育における指導者のいる自己学習という違いを除けばほぼ同じ学習法であり、方法論的には生活科の学習は生涯学習における自己学習の基礎を培っているといえる。自己学習の芽を育てる生活科の学習は生涯学習の入門的役割を担うといえるだろう。

充実に比べて現行学習指導要領の小学校家庭科は、社会や家庭の変化に対応し日常生活との関連に配慮して、衣食住などに関する実践的な学習が一層充実するよう内容の改善が図られている。小学校・中学校・高等学校の各学習指導要領「総則」における「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」内の共通事項の1つに「地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることに努めること」がある。また、小学校学習指導要領総則「教育課程編成の一般方針」には「学校の教育活動を進めるに当たっては、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」「家庭や地域社会との連携を図り、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成などにかかわる道徳的実践が促されるよう配慮しなければならない」とある。さらに、「家庭科」の「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」には「家庭との連携を図り、児童が習得した知識や技能を实际生活に活用するよう配慮する必要がある」とも記されている。

臨時教育審議会第2次答申第二部第1章「生涯学習体系への移行」の提言を受けて、教育課程審議会は「教育課程の基準の改善の方針」の中で、これからの学校教育は生涯学習の基礎を培うものとして「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること」という観点に立って、自ら目標を定め、主体的な学習のし方を身につけさせることが大切であると述べている。

中央教育審議会は昭和56（1981）年6月文部大臣に対して「生涯教育について」答申した。その中に「学校教育関係者は、社会教育の機能について理解を深め、社会教育の各種の施設や機会を子供の発達段階や地域・学校の実情に即しつつ、より積極的に活用すべきである。また、社会教育関係者は学校に対して積極的に情報を提供するとともに、学校の側からのこうした動きに対して進んで協力することがのぞまれる」とある。ここには、学校と地域社会・社会教育との連携を重視し、より一層地域の社会・文化施設を活用すべきであるとの姿勢が読みとれる。生涯教育の立場から見ると、学校教育は地域社会教育機能の1つであり、学校施設は地域社会教育施設の1つである。学校教育において学校施設の活用を図るのはもちろんだが、地域にある社会・文化施設の所在を調査し、学習目的に応じて積極的に活用することも大切である。それは小学校における生涯学習の基礎である「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成」という目的に沿うことになる。また、主体的な学習・問題解決的な学習方法は教育的効果を高め、小学校家庭科教育の目標である「家庭生活の向上」「地域の人々との生活の調和」の達成に結実しうるといえるだろう。

2) 中学校技術・家庭科と生涯学習

現行中学校学習指導要領「総則」の「教育課程編成の一般方針」には「学校の教育活動を進めるに当たっては、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成

を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」「生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない」とある。また「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」には「各教科等の指導に当たっては、体験的な活動を重視するとともに、生徒の興味や関心を生かし、自主的・自発的な学習が促されるよう工夫すること。」と記されている。

「中学校指導書技術・家庭編」によれば、現行学習指導要領技術・家庭科の第1目標は「社会の変化に主体的に対応できる人間の育成を目指して、生活に必要な基礎的な知識と技術の習得」である。ただし、「生活」の範囲を小学校家庭科で扱う身近な日常生活にとどまらず、「家庭における生活、地域社会における生活、職場における生活、消費者又は生産者としての生活など多面的にとらえ」て、これらの生活に必要な基礎的な知識と技術の習得をめざすとしている。この目標を達成するために、現行学習指導要領から新たな領域として「家庭生活」が新設された。それは情報化の進展や家庭の機能の変化等に対応するためであり、小学校・中学校・高等学校間の関連を重視したからであろう。

小学校・高等学校に挟まれた中学校の新設領域「家庭生活」の目標は次のように明示されている。「家庭生活に関する実践的・体験的な学習を通して、自己の生活と家族の生活との関係について理解させ、家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。」また、「家庭生活」の目標を達成するための内容は、1 家族の生活 2 家庭の経済 3 家庭の仕事 4 家庭生活と地域との関係の4項目で構成されている。とりわけ4においては、家族や家庭の意義を認識させた上で地域との調和ある関係を築き、地域生活の向上をめざさせるものである。地域とのかかわりが薄れ、地域共同体意識が失われたことが地域の教育力の低下につながり、地域生活のさまざまな問題を顕在化させた。地域の必要性は、今日では地域社会の中での自分の家族の位置づけにあるのではなく、生活上の問題である³⁾という。地域の中で生活して行く以上、地域社会と没交渉のままで生きていけるはずはない。生涯学習社会における中学校教育の役割は、生涯にわたって主体的に学習を継続していくことのできる人間の育成である。換言すれば、生涯学び続けようとする意欲と学び方の基礎・基本を身につけさせる視点に立って、技術・家庭科の役割は生徒自らが問題点を発見し、計画を立て、解決していく問題解決的学習方法をより充実させ、家庭生活や地域生活の向上をめざす人間の育成にある。ここに、中学校技術・家庭科において地域とのかかわり方を学習する意義がある。

3) 高等学校家庭科と生涯学習

現行学習指導要領から、家庭に関する科目については普通教育に関する科目としての「家庭一般」「生活技術」「生活一般」の3科目から1科目を選択し、すべての生徒が履修することになった。それら3科目の目標の後半部分は共通して「～、体験的に習得させ、家庭生活の充実向上を図る能力と態度を育てる」である。また、家庭科独自の指導・学習方法である「ホームプロジェクトの実践と学校家庭クラブ活動」が大項目として位置付けられている。それは、高等学校学習指導要領第1章「総則」第6款「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」5の(2)にも次のように述べられている。

「家庭、農業及び水産に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げ

るようにすることが望ましいこと。この場合ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること」と。また「各科目についての配慮事項」には「家庭に関する科目に配当する総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に配当すること」「家庭一般・生活技術・生活一般のみを履修させる場合にも10分の5以上を実験・実習に充てるように配慮すること。」とある。現行学習指導要領から「課題研究」の科目が新設されたことも注目してよい。

「課題研究」の目標は次のように明示されている。「家庭に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化・総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。」学習内容は1 調査・実験・研究 2 作品製作 3 産業現場等における実習 4 職業資格の取得の4項である。方法論には、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、個人又はグループで特定の科目にとらわれず広く自由な発想で適切な課題を設定し解決を図る学習方法をとる。さらに職業教育に関する科目についての実験・実習については、事業所・病院・福祉施設・消費生活センター・国民生活センター等との連携を図り、指導を充実させるべきであるとしている。

一方、小学校・中学校・高等学校に共通のものとして「地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること」(高等学習指導要領第1章総則第6款6の(II))とあることは前述した。そのことについては、高等学校学習指導要領解説総則編によれば、「生徒の望ましい人間形成を図っていく上で、家庭や地域社会は重要な役割を果たすものであり、学校は積極的に家庭や地域に働きかけ、相互の連携を深めることにより、それぞれの教育機能を十分に発揮していくことが大切である」とある。生徒を健全な社会人として育成するためには、「地域の自然、伝統、文化に関する教材を学校教育に活用するとともに、社会教育施設、企業、福祉施設、官公庁等を教育の場として活用したり、さらには学校教育施設を地域住民に開放したり、社会人を講師として迎える」などすべきであるとされる。それらを通して学校は家庭や地域社会との連携を深め、その中で家庭科教育は家庭科の課題とされる福祉社会・共生社会の実現と新しい生活観の確立に努める必要がある。家庭生活の改善向上を地域生活、国民生活の改善向上の面からとらえなおし、国民の1人としてなすべきことを、各人のライフステージにあわせて熟考させることにこそ高等学校家庭科の果たすべき役割があるのではなかろうか。

2 家庭科教育と生涯学習施設

前述したように現行学習指導要領は、学校教育と社会教育・家庭教育を分断せず、生涯教育体系への移行をめざし、生涯学習社会の中で学校教育の果たすべき役割を、生涯にわたる人間形成の基礎を培うこととしている。言うまでもなく、家庭科教育は学校教育であるが、ここに閉じこもった視点の授業であるなら、実生活に役立つ教科とはならない。

児童・生徒はいずれ学校教育を終え、社会人となる。この段階で社会教育はますます重要性を増し、日常生活に関する知識・技術・健康・安全性や地域社会との関わり合いはこの場で得られることが多くなる。このような生涯学習体系の理解は日常生活を扱う教科である家庭科の中で行われるべきであろうと考えられる。そこでは、児童・生徒にライフステージ別生涯学習関連施設の設立目的、利用方法を具体的に提示して、各自にライフステー

ジに沿った生活設計を考えさせ、実践的・体験的学習の場として実際に活用することも家庭科教育の重要な学習と考えられる。そこで、教材として役立つように、表1にライフステージ別生涯学習関連施設一覧を示し、その中の典型的な施設について説明する。

表1 ライフステージ別生涯学習関連施設一覧

名称	設置数	調査時期	所轄省庁
A. 幼児・児童期のための施設			
1 児童文化センター	45	1987年	文部省
2 児童館、児童センター	3596	1986	厚生省
3 母子福祉センター	60		
4 母子休養ホーム	28		
5 母子健康センター	645		
6 こどもの城	1	1988	
7 児童遊園	4203	1987	
B. 青少年期のための施設			
8 青年の家	427	1987	文部省
9 少年自然の家	246		
10 その他青少年教育施設	335		
11 農村青少年活動促進施設	168	1988	農林水産省
12 勤労青少年ホーム	530	1987	労働省
13 全国勤労青少年会館	1	1988	
C. 高齢期のための施設			
14 老人福祉センター	1826	1986	厚生省
13 農林漁業者高齢者センター	20	1987	農林水産省
16 農林漁業家高齢者センター	19		
17 老人福祉センター	40		防衛庁
18 高齢者コミュニティセンター	145		国土庁
D. 婦人のための施設			
19 婦人教育施設	199	1987	文部省
20 農村婦人の家	277		農林水産省
21 働く婦人の家	204		労働省
E. 成人・生涯にわたっての学習施設			
22 公民館	17440	1987	文部省
23 図書館	1801		
24 博物館	737		
25 視聴覚センター・ライブラリー	868		
26 社会教育・生涯教育センター等	23		

27	公共スポーツ施設	34409		
28	公立文化会館	670	1983	文化庁
29	文化庁施設等機関（国立博物館）	5	1988	
30	市町村保険センター	768	1987	厚生省
31	健康増進モデルセンター	17		
32	身体障害者福祉センター	138	1986	
33	隣保館	1060	1987	
34	生活館	451		
35	集落農事集会所	1351		農林水産省
36	構造改善センター	2703		
37	多目的集会施設（農村定住）	663		
38	（山村振興）	666		
39	就業改善センター	9		
40	農林漁業者トレーニングセンター	38		
41	ふるさとセンター	32		
42	農林漁業者等健康増進施設	89		
43	農林漁業者等健康管理施設	14		
44	郷土文化保存伝習施設	14		
45	地域民芸品等保存伝習施設	7		
46	農村環境改善センター	416		
47	集会施設	414		林野庁
48	林業者等健康増進施設	30		
49	漁村センター	248		水産庁
50	工業再配置促進費補助金に係る集会所 ・文化会館	10		通商産業省
51	電源立地対策に係る集会施設等	620		
52	一般住民の学習・保育 ・休養又は集会の用に供するための施設	559		運輸省
53	勤労者体育施設	870		労働省
54	まちづくり特別対策事業に係る集会施設等	134	1985	自治省
55	田園都市中核施設	45	1987	
56	コミュニティセンター	69	1985	
57	コミュニティ供用施設	259	1987	防衛庁
58	特別集会施設	21		
59	学習等供用施設	567		
60	保健相談センター	32		
61	電源立地対策に係る集会施設等	26		
62	離島振興総合センター	9		
63	コミュニティセンター	184		国土庁
64	離島開発総合センター	81		
		81582		12省庁

1) 乳幼・児童期のための代表的生涯学習施設

乳幼児期における親または養育者の教育的かかわり方如何は、彼の人間形成に重要な意味を持つ。幼児を取り巻く社会環境の変化の中で、幼児の発達課題である自立性や健康的な生活習慣の形成のため、幼児自身が体験し体得できる環境づくりが大切である。さらに、幼児を心身ともに健やかに成長させるためには、家庭教育とりわけ保育における母親の果たす役割は重要である。ここに厚生行政系の母子福祉センターや母子健康センターの存在意義がある。

児童期は、小学校生活の中で教師の指導を受け自己学習の基礎を倍い、地域社会では仲間や大人から社会のルールを学び、家庭生活においては両親や家族から人として必要な躰を受ける。こうして、学校教育・家庭教育・社会教育が相互に有機的に作用しあってはじめて児童の発達課題は達成される。高度経済成長後、物質的には社会は豊かになったが、精神的には必ずしも豊かになったとはいえない。それどころか家庭環境を悪化させ、学校教育を歪ませたといつてよい。子どもたちにとってはすぐれた学習の場である遊び場が失われ、地域の大人との関係を疎遠にさせた。こうした学校外での学習・活動の場として児童福祉法にもとづいて設置されたのが児童文化センターや児童館等である。児童福祉法第40条(児童厚生施設)には「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする」と記されている。このように児童館・児童センター・児童遊園は厚生行政系の施設である。以下に児童館と児童文化センターの目的と利用状況を述べる。

(1) 児童館

児童館は、主として屋内の遊び場、児童遊園は屋外遊び場とされる。比較的小地域を対象にして、児童に健全な遊びを与え、幼児及び少年を個別あるいは集団的に指導し、情操を豊かにするとともに、子供会・母親クラブ等の地域活動の育成助長を図る施設である。宿泊室・展示室・ホール・遊戯室・図書室・音楽室等の施設・設備を備えたものもあるが、児童福祉法によらず規模が小さく設備の整わぬものも多い。

(2) 児童文化センター

また、文部省系の児童文化センターは、主として小・中学生の学校外活動の場として、情操のかん養・科学知識の普及・優良文化財の提供・生活指導などを行い、子どもたちの健全な自発的活動の促進を図ることを目的とした社会教育施設で、市によって設置運営されるものが多い。施設の内容は、集会室・図書室・音楽室・科学展示室・工作室・遊戯室などがあり、子どもの夢をはぐくみ、彼らの自発的・創造的実践活動を自由に展開させることにねらいを置いた施設運営がなされている。

2) 青少年期のための代表的生涯学習施設

現行小学校・中学校・高等学校学習指導要領の根幹をなす教育課程審議会の「幼稚園・小学校・中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」の答申(昭和62年12月)は、改訂の基本方針として次の4点をあげている。1豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ること。2自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること。3国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図ること。4国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること。また、「高等学校家庭」改善の具体的事項は、「家庭を取り巻く

環境の変化に対応し、親となるための自覚を高めよき家庭人として家庭生活の充実向上を図る実践的態度を育てるとともに、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じることができるようにする」とある。青少年がライフステージの特徴を知り、自己の生活観や目標を実現するため主体的に計画を立て実践することは重要である。そのさい学校外教育施設の利用も考慮する必要がある。以下に、青少年のための生涯学習施設として、少年自然の家、青年の家、勤労青少年ホームなどについて述べる。

(1) 少年自然の家

少年自然の家は、主として小中学生を対象に自然環境の中で集団宿泊訓練を行ない、野外活動や自然探究等を通して規律・協同・奉仕等の精神を体験的に学習させるとともに、豊かな情操のかん養を図り次代を担う心身ともに健全な少年の育成を期することを目的としている。宿泊利用の大半は小学校の教育活動による利用（全利用団体数の30%）であり、日帰り利用の場合は青少年団体が多くなっている（18%）。平成4年度の利用者数は349万0213人であった。

(2) 青年の家

青年の家は昭和33（1958）年、従来の青年施設にさらに職業技術教育の実験実習設備を加え、その規模を拡大して、青年に対し団体宿泊訓練の機会を与え、各種の研修・体育・野外活動を通じて規律・協同・奉仕等の徳性のかん養と教養の向上を図り、心身ともに健全な青年の育成を図ることを目的に創設した社会教育施設である。国立・公立があり、いずれも自然環境に恵まれた場所に設置されている。宿泊型青年の家と非宿泊型の都市青年の家がある。青年の家の教育機能としては、青年の多様な研修要求を満たす機能や人と人とのふれあいによる人間形成の機能があげられる。一般的には、宿泊型青年の家では生活規則を設け、起床→朝のつどい→作業→食事→研修→自由時間→入浴→反省会→消灯・就寝などの生活時間を定め、その過程で自律性・責任感・実行力・規律・協同・奉仕の精神などが養われるようにしている。青年の家を利用して研修する青年に対して指導面を担当する指導職員が置かれている。

平成4年度の青年の家の利用団体数である。利用者数は宿泊型が246万6559人、非宿泊型が505万6561人であった。また、宿泊・日帰りとも青少年団体の利用が多く、学校の利用はわずかであった。

(3) 勤労青少年ホーム

勤労青少年ホームは、勤労青少年福祉法にもとづき、年少労働者の保護育成のために設置された福祉施設である。「第15条（勤労青少年ホーム） 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように努めなければならない。2. 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行い、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行われる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。」とあり、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員（勤労青少年ホーム指導員）を置くことされている。なお事業としては「1一般教養及び実務教育に関する講演会・講習会・座談会の開催。2生活相談。3職業相談。4苦情処理。5就職後の指導。6グループ活動の育成。7レクリエーション及び音楽・演劇等の開催」がある。

3) 高齢期のための代表的生涯学習施設

高齢社会の進行にともない、高齢や障害によるハンディキャップを持った人々が増加

してきた。それらの人々と共生できる社会を実現するための積極的な生活態度や認識を育成することは、自己のライフステージに応じた生活設計を立案する際、重要な視点となるであろう。高齢者の生活課題は多様である。高齢者の生活を豊かに保障するためには、高齢者自身の不断の自己学習が必要であり、また再就労や地域社会に対するボランティア活動などへの積極的な参加を促したり、余暇の有効活用やスポーツ活動・文化活動を奨励するため行政による豊かな条件整備が必要である。

(1) 老人福祉センター他

老人福祉センターは「老人福祉法」第14条にもとづいて創設された厚生省系の施設である。第5項に「老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする」とある。その他、一般老人の利用する休養宿泊型施設である老人休養ホーム、地域老人の利用する小規模なレクリエーション・センターである老人憩の家などがある。

4) 婦人のための代表的な生涯学習施設

1979（昭和54）年12月の第34回国連総会における「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択は、いまだ根強い男性優位の意識を変革させ、男女の権利の平等に対して根本的な再検討を求めさせる契機となった。婦人教育の振興を図ることを目的に設置された専門施設に「婦人会館」、勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする「働く婦人の家」がある。

(1) 婦人会館

婦人会館は、婦人の組織活動が伸長し発展してきた昭和30年ごろから婦人団体の基金を中心に建設されはじめた。集会室・会議室・講座室・展示室・図書室・調理実習室等の施設を有し、婦人の教育・文化活動の拠点としての役割を果たしている。事業内容としては、教養講座・各種学級の開設・家族計画相談・消費生活相談・美容室・レストランなど多彩に展開しているところが多い。

(2) 働く婦人の家

働く婦人の家は、「勤労婦人福祉法」第13条にもとづく福祉施設である。第2項に「働く婦人の家は、勤労婦人に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行ない、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする」とある。また、働く婦人の家には、勤労婦人に対する相談及び指導の業務を担当する職員（働く婦人の家指導員）を置くことされている。勤労青少年ホームに相呼応する婦人のための施設である。事業としては、1 家庭生活及び職業生活に関する指導と援助 2 健康相談及び育児指導 3 託児室の運営 4 休養とレクリエーション等余暇活用指導 5 グループ活動の指導援助 6 一般教養及び実務に関する諸講習、座談会等の開催がある。

5) 成人・生涯にわたっての代表的な生涯学習施設

生涯にわたっての教育機関、学習援助サービスを主要な機能としている教育文化施設の代表として「公民館」「図書館」「博物館」をとり上げる。3館は教育基本法第7条（社会教育）2項に「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない」

と規定されている社会教育施設である。社会教育法によれば、公民館の目的は「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」（第20条）であり、市町村が設置する地域密着型の施設である。また公民館の事業は1 青年学級を実施すること 2 定期講座を開設すること 3 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること 4 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること 5 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること 6 各種の団体、機関等の連絡を図ること 7 その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること（第22条）と規定されている。平成4年度の社会教育学級・講座の対象は成人一般が約4割を占め、次いで婦人が占めている。

(1) 図書館

図書館法によれば、図書館とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」（第2条）である。また図書館奉仕としては、1 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること

3 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること 4 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと 5 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと 6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと 7 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること 8 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。（第3条）と規定されている。近年、町立図書館の増加が著しいことが特徴である。

(2) 博物館

博物館法によれば、博物館とは「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」（第2条）である。また、博物館の事業としては、1 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること 2 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること 3 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること 4 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと 5 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと 6 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること 7 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること 8 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること 9 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等

を行うこと 10学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。(第3条)と規定されている。種類別設置数では歴史博物館、美術博物館が多く、入館者数では動植物園が最も多い。施設が少ない割に動植物園への入園者数が多いのは、教育施設というよりレジャー施設として子どもから高齢者まで幅広く利用されているからだといえよう。

以上のように、ライフステージごとの生涯教育施設に関する記述から、日常生活における社会教育の関わりを構造化してきた。この情報から積極的な利用が望まれることは言うまでもないが、この教材を扱う留意点として、今後の家庭科教育指導・学習方法の在り方を述べる。

生涯学習に参加するには自主性が必要である。もし、児童・生徒に自主的な参加の意欲がなければ、施設は何も活用されないし、施設の意味もない。彼ら自身が自主的に参加するには、そこに価値観を見出すことが重要である。学校教育の現状は激しい受験競争があり、究極的に考えれば、成績自体に大きな価値観があると言わざるを得ない。一方、社会教育に共通していることは成績による価値観はなく、“遊びの喜び”、“集団活動の喜び”、“学習する喜び”、“健康である喜び”、“奉仕の喜び”である。社会に投影して言い換えれば、地位、身分などにかかわらず、人間として、人間らしく生きていく喜びこそが大きな価値観である。今後の家庭科教育は児童・生徒にこのような価値観を見出させ、生涯学習に自主的に参加ができるような態度を育成することが指導・学習方法として重要視されるべきであろうと考えられる。

おわりに

1965(昭和40)年12月、ユネスコ主催の第3回成人教育推進国際委員会において提出されたポール・ラングラン(P.Lengrand)の論文が契機となって、本格的な生涯教育への取り組みが開始された。わが国では、1971(昭和46)年中央教育審議会と社会教育審議会が、その観点を取り入れた答申を出して以降、生涯学習体系への移行に関する提言が一貫して主要な位置を占めるようになった。とりわけ、現行学習指導要領では、生涯学習社会の中で学校教育が果たすべき役割を認識し、学校教育で生涯学習の基礎を倍うという観点から、自ら学ぶ目標を定め何をどのように学ぶかという主体的学習の方法論を身につかせようとしている。このことが、家庭科教育においても小学校・中学校・高等学校の一貫性を重視した理由であるといつてよい。小学校低学年には家庭科の基盤教科ともいふべき「生活科」が新設され、小学校家庭科では日常生活との関連を重視して、家族や家庭生活に関する内容の充実が図られた。また中学校技術家庭科では、新しい領域として「家庭生活」「情報基礎」が新設された。さらに高等学校家庭科においては、男女共修を契機として科目が増設された。そして、学習方法論的には、小学校・中学校の問題解決学習の上に立つ、家庭科の独自の指導・学習方法論としてのホームプロジェクトの実践と学校家庭クラブ活動が「家庭一般」「生活技術」「生活一般」の「学習内容」に位置づけられた。一方職業教育に関する科目では、学習の深化を図り、問題解決能力や実践力・創造性・応用力を養うため新しい科目として「課題研究」が設置されたことは注目してよい。

生涯学習社会の到来を迎えて、実生活を学ばせる家庭科教育は、家庭生活の枠にとどまらず地域生活・国民生活から家庭生活を見つめ直す時期に来ているように思われる。そうすることが家庭科教育のねらいである共生社会・福祉社会実現へ向けて自ら学ぶ意欲・能

力を倍うことになるのではなかろうか。各自がライフステージに沿った生活設計を立案し、学校教育を終えた後も地域の生涯学習施設を利用しての不断の学習が必要である。豊かな家庭生活を送らせるために、家庭科教育は視座を生涯学習に移し、公民館、博物館、図書館などの生涯学習施設の積極的な活用を図らねばならない。

引用文献

- 1) 日本家庭科教育学会「家庭科教育の構想研究」 昭和52年
- 2) 臨時教育審議会、第2次答申第二部、第一章、第二節「生涯学習のための家庭・学校・社会の連携」
- 3) 望月三千 「近隣社会と家族生活」「変動する家族と家族関係」家庭科教育 57巻9号 家政教育社 1983年

参考文献

- 清水一彦ほか 「教育データランド '95~'96」 時事通信社 平成7年
社会教育推進全国協議会編 「改訂 社会教育ハンドブック」エイデル研究所 1985年
江川 成ほか 「教育キーワード137」 時事通信社 1995年
佐藤政孝 「生涯学習社会へのあゆみ」財団法人 全日本社会教済連合会 平成4年
日本生涯教育学会編 「生涯学習事典」 東京書籍 1994年
河野重男ほか 「社会教育事典」 第一法規 昭和46年
一橋出版 「生活技術」 平成5年
一橋出版 「生活一般」 平成5年
開隆堂 「技術・家庭」 上・下 平成4年
朴木佳緒留ほか 「資料からみる 戦後家庭科のあゆみ」学術図書出版社 1991年
渋川祥子・渡辺彩子編著 「これからの家庭科教育とその指導」東京書籍 1990年
社団法人日本家政学会編 「新時代への家庭科教育」 東京書籍 昭和63年
止登喜江ほか 「技術・家庭科編改訂 中学校学習指導要領の展開」 明治図書 1989年
桜井純子編著 「小学校新教育課程の解説 家庭」 第1法規 平成元年
文部省 「小学校指導書 生活編」 教育出版 平成元年
文部省 「小学校指導書 家庭編」 開隆堂 平成元年
文部省 「中学校指導書 技術・家庭編」 開隆堂 平成元年
文部省 「高等学校学習指導要領」 大蔵省 平成元年
文部省 「高等学校学習指導要領解説 総則編」 東山書房 平成元年
文部省 「高等学校学習指導要領解説 家庭編」 実教出版 平成元年